



平成26年度 第1回 景観審議会 資料

高松市景観計画の変更に向けて

～景観形成重点地区の追加指定～

目 次	
第1章 本市景観行政におけるこれまでの取組み	
1 「美しいまちづくり条例」に基づく施策の展開	1
2 高松市景観条例及び景観計画の概要	2
第2章 景観形成重点地区追加指定検討の背景と目的	
1 景観形成重点地区の指定について	5
2 屋島地区の概要	6
3 景観形成重点地区追加指定（屋島地区）検討の背景と目的	7
4 讃岐国分寺跡周辺地区の概要	8
5 景観形成重点地区追加指定（讃岐国分寺跡周辺地区）検討の背景と目的	9
6 景観形成重点地区追加指定の手順	10
第3章 今後のスケジュール（案）	11

平成26年 9月 1日(月)
高 松 市

第1章 本市景観行政におけるこれまでの取り組み

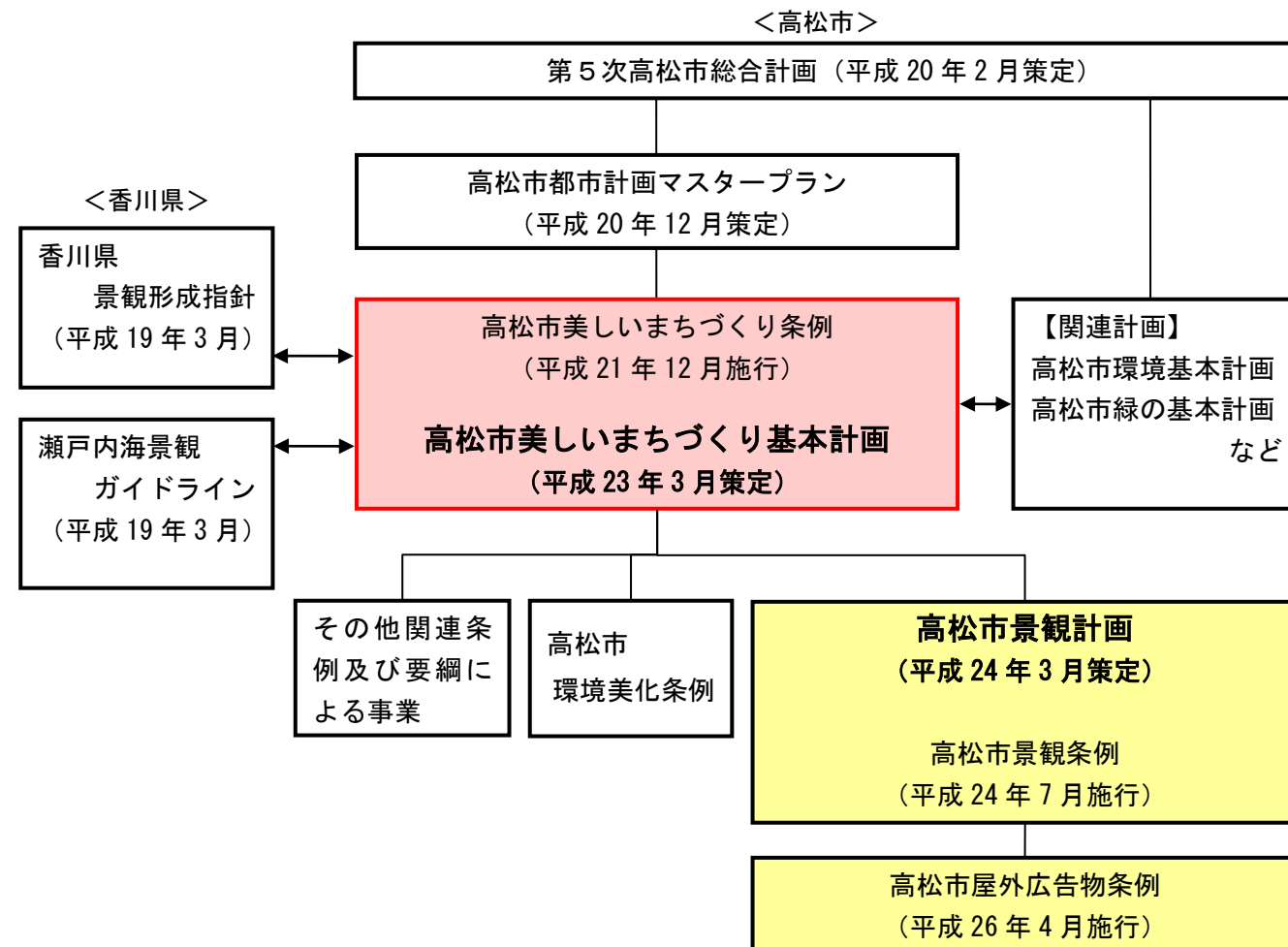
1 「美しいまちづくり条例」に基づく施策の展開

本市は、平成21年12月に、美しいまちづくりの理念を明確にするとともに、良好な景観形成と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、「高松市美しいまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、平成23年3月に美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の景観施策の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を策定しました。

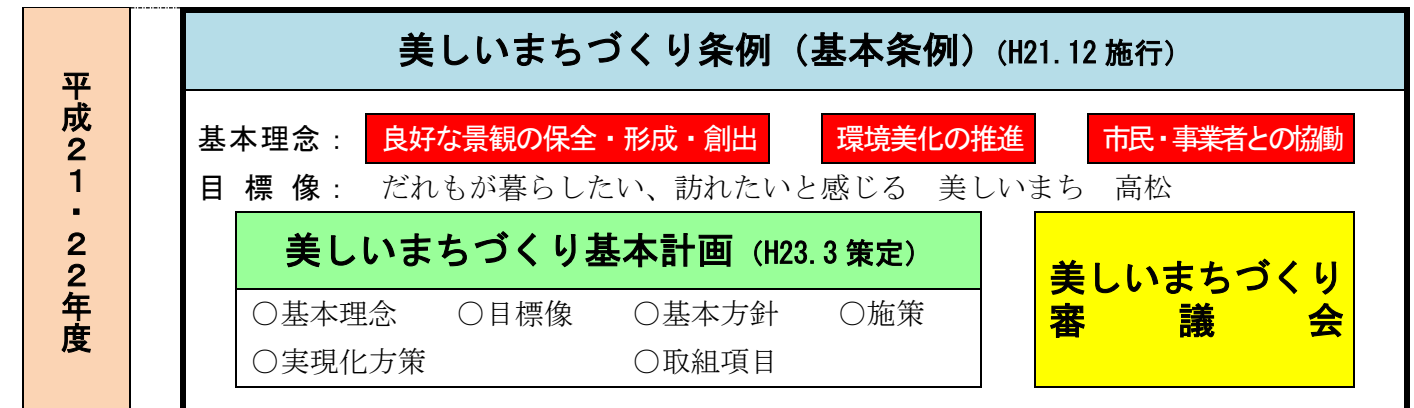
この基本計画に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に向け、景観まちづくりを効果的・計画的に進めるための必要な制度や仕組みとして、平成24年3月に「高松市景観計画」を策定し、平成24年7月に「高松市景観条例」を施行しました。

また、景観形成に大きな影響を及ぼす屋外広告物についての規制・誘導内容を見直すため、「高松市屋外広告物条例」を平成25年9月に改正し、本年4月1日から施行しています。

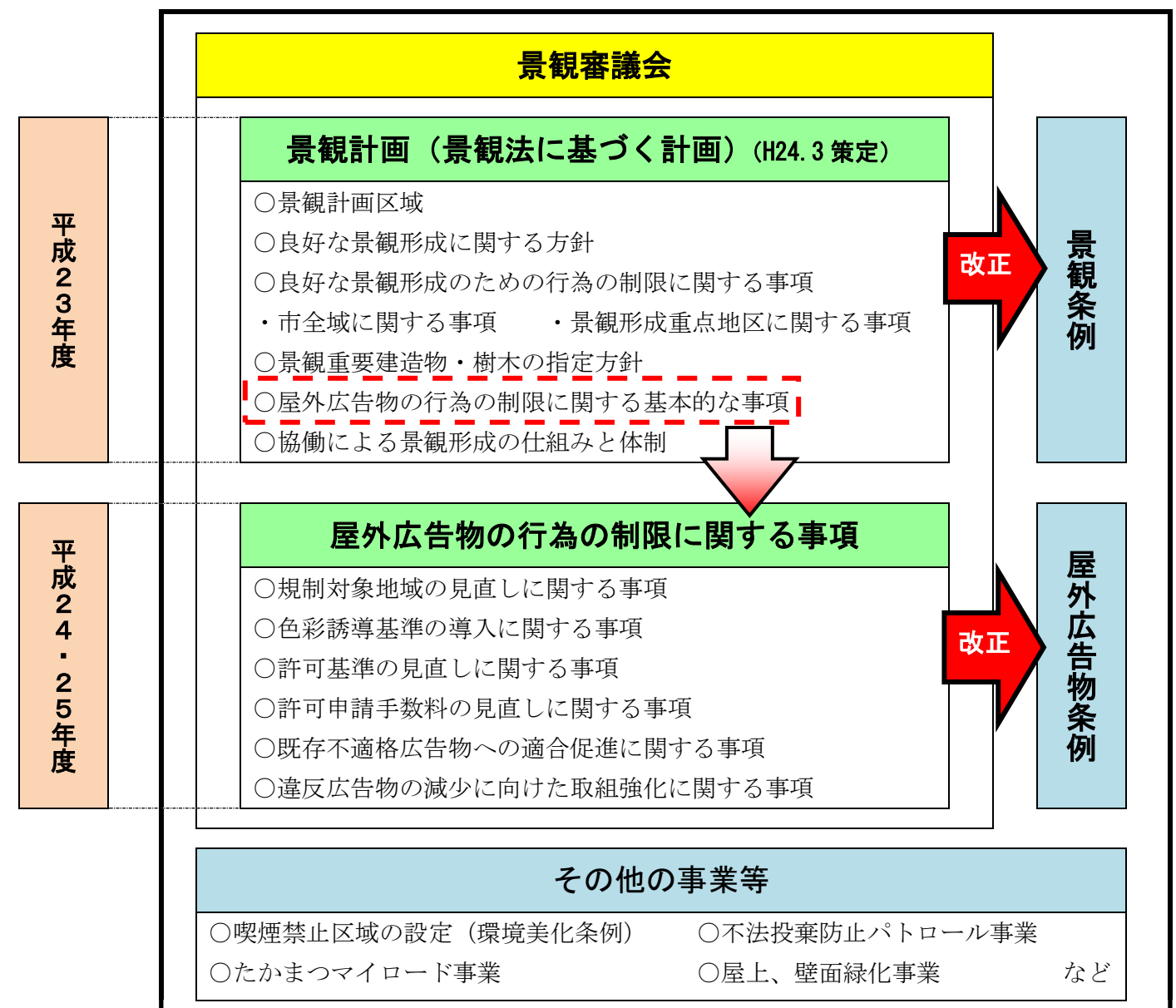
■高松市美しいまちづくり基本計画の位置づけ



■美しいまちづくり条例に基づく施策体系図について



▼ 基本計画に定める目標を推進するための方策 ▼



2 高松市景観条例及び景観計画の概要

高松市景観計画では、景観形成重点地区を除いた高松市全域を「一般区域」として定め、特に重要な景観資源を有する地区や良好な景観形成を誘導する必要がある地区を「景観形成重点地区」として指定しています。

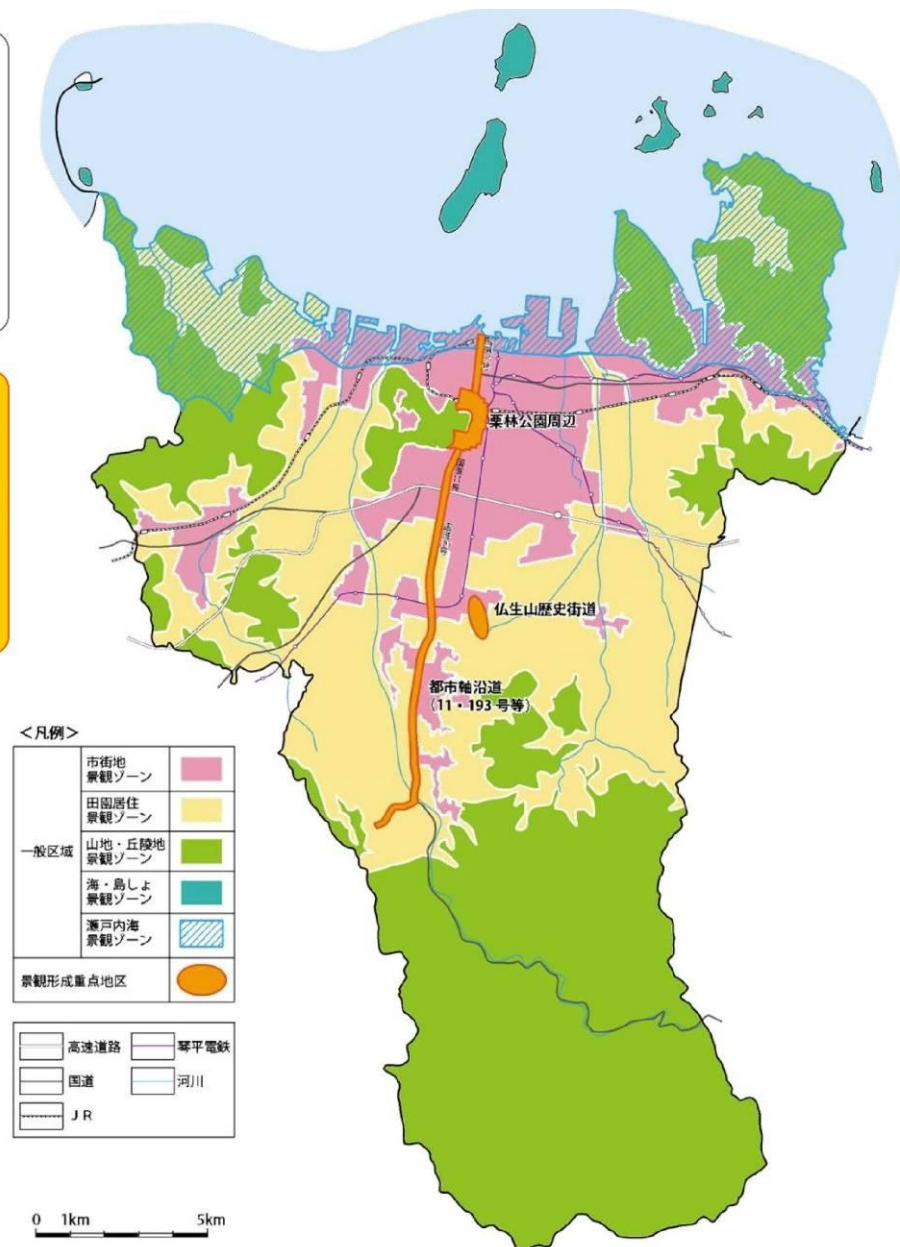
「一般区域」では5つの景観ゾーンを設定し、市全域にわたって緩やかな景観誘導を実施し、「景観形成重点地区」では、重点地区ごとにきめ細やかな景観誘導を実施しています。

また、平成5年3月に策定した都市景観条例を景観法に基づく「高松市景観条例」に改正し、条例と計画を一体的に運用することにより、景観形成基準を遵守しない建築行為等に対して、催告や変更命令等の一定の法的拘束力を担保できる措置を講じることが可能となっています。

■景観ゾーンと景観形成重点地区の位置図

一般区域
5つの景観ゾーンごとに定めた景観形成基準を基本に、市全域にわたって緩やかな景観誘導を実施します。

景観形成重点地区
指定された重点地区ごとに定めた景観形成基準を基本に、きめ細やかな景観誘導を実施します。



■景観形成の目標・基本方針・景観形成方針

景観形成の目標

だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松

目標1 海に拓かれた活力と
気品のあるまち

目標2 讃岐平野に抱かれた
人々の営みが織りなす
快適なまち

目標3 讃岐の歴史・文化を
未来へ継ぐまち

目標4 折り重なる緑に包まれた
自然豊かなまち

基本方針

- 基本方針1 気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる
- 基本方針2 秩序の中に潤いと快適さを感じさせるまちをつくる
- 基本方針3 人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む
- 基本方針4 恵み豊かな海、山、川の自然とともに生きる
- 基本方針5 多様な主体による総合力で美しいまちをつくる

《一般区域》

<市街地景観ゾーン>

- ・歩くのが楽しくなる、魅力あるまちなみの形成
- ・心地よさを感じる、清潔で快適な都市空間の形成
- ・潤いと快適さを感じさせる市街地環境の形成
- ・秩序とまとまりのある市街地景観の形成
- ・移動に伴い連続性のある景観の形成
- ・城下町としての歴史を今に伝える景観の保全
- ・固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成
- ・伝統文化の息づく景観形成

<山地・丘陵地景観ゾーン>

- ・多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全
- ・自然の恵みとともにある山の集落環境の保全
- ・恵み豊かな自然に親しむ場づくり
- ・流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成
- ・伝統文化の息づく景観形成
- ・移動に伴い連続性のある景観の形成

<海・島しょ景観ゾーン>

- ・風土と暮らしの智恵を伝える文化的景観の継承
- ・多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全
- ・移動に伴い連続性のある景観の形成
- ・固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成

<田園居住景観ゾーン>

- ・自然と調和する田園居住地景観の形成
- ・生業とともに育まれる文化的景観の継承
- ・伝統文化の息づく景観形成
- ・移動に伴い連続性のある景観の形成
- ・流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成

<瀬戸内海景観ゾーン>

- ・瀬戸内海を意識した都市景観の形成
- ・海辺の生業を生かした集落景観の保全・形成
- ・瀬戸内海を一望できる視点場からの魅力ある眺望景観の保全・活用

《景観形成重点地区》

<栗林公園周辺景観形成重点地区>

- ・栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進めます。

<仏生山歴史街道景観形成重点地区>

- ・門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進めます。

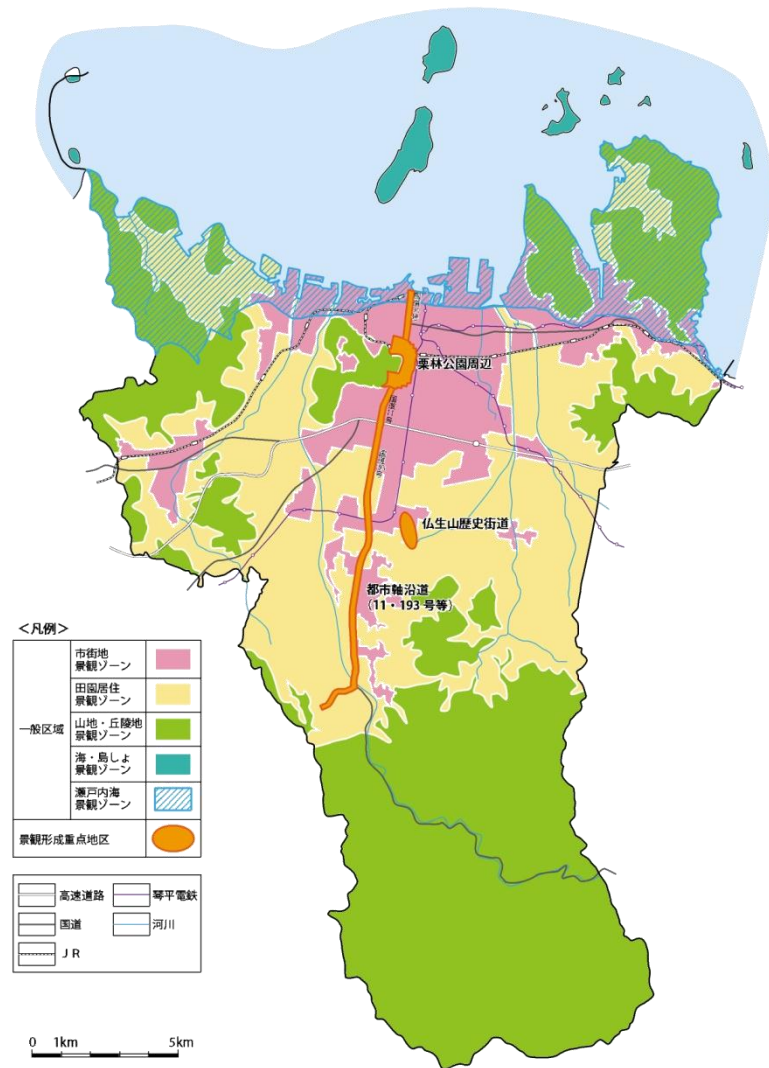
<都市軸沿道(11・193号等)景観形成重点地区>

- ・高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進めます。

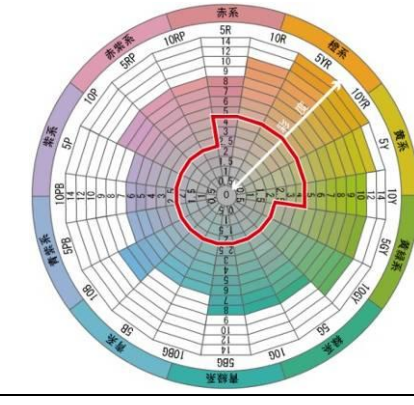
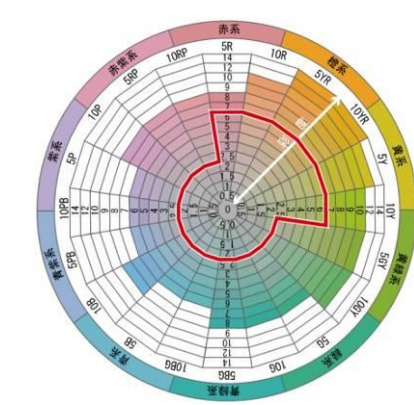
一般区域と景観形成重点地区の景観形成方針

(1) 市全域(一般区域)における届出対象行為及び景観形成基準

■位置図(一般区域、景観形成重点地区)



景観法に基づく景観計画																
地域区分(一般区域)		届出対象行為(景観形成重点地区を除く。)			景観形成基準											
用途地域等		建築物	工作物	開発行為												
市街地景観ゾーン(商業・工業系) 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域		■高さ > 20 m ■延べ面積 > 3,000 m ²	■高さ > 10 m	■区域面積 > 3,000 m ²	<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準:あり(マンセル表色系) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	彩度	明度	Y、YR、R	6以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度														
Y、YR、R	6以下	—														
その他	2以下	—														
市街地景観ゾーン(住宅系) 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種・準住居地域		■高さ > 10 m ■延べ面積 > 1,000 m ²	瀬戸内海景観ゾーン <input type="checkbox"/> 届出対象行為 市街地、田園居住、山地・丘陵地で定める行為 <input type="checkbox"/> 景観形成基準 瀬戸内海への眺望に配慮する形成基準を設定													
田園居住景観ゾーン 用途白地地域の区域 都市計画区域外		■適用除外となる行為等について ・一戸建ての専用住宅として建築されるものは届出対象行為から除外。 ・建築物・工作物の外壁各面の20%までは、アクセント色として色彩基準外の色彩の使用が可能。				<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準:あり(マンセル表色系) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下
色相	彩度	明度														
Y、YR、R	4以下	—														
その他	2以下	—														
山地・丘陵地景観ゾーン 用途白地地域の区域 都市計画区域外					<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準:あり(マンセル表色系) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度														
Y、YR、R	4以下	—														
その他	2以下	—														
海・島しょ景観ゾーン 都市計画区域外					<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準:あり(マンセル表色系) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度														
Y、YR、R	4以下	—														
その他	2以下	—														



(2) 景観形成重点地区における届出対象行為及び景観形成基準

地域区分 (景観形成重点地区)	規制・誘導方針	届出対象行為			景観形成基準																		
		建築物	工作物	開発行為																			
栗林公園 周辺 景観形成 重点地区 【範囲】 栗林公園から 概ね500m の範囲 	<input type="checkbox"/> 栗林公園からの眺望景観の保全を目的に、公園内の主要な眺望地点から望見されないことを基本とし、望見される場合は、違和感のない色彩とする。 <input type="checkbox"/> 栗林公園内の眺望地点から望見される建築物等の新築等については、勧告の対象とする。	■ 高さ > 10 m ■ 延べ面積 > 500 m ² ※一戸建ての専用住宅は適用除外。(市全域と同一)	■ 高さ > 10 m	■ 区域面積 > 3,000 m ²	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり(マンセル表色系) ■ 色彩基準1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ■ 色彩基準2(望見される場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR</td> <td>3以下</td> <td>4以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>7以下</td> </tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—	色相	彩度	明度	Y、YR	3以下	4以上	その他	2以下	7以下
色相	彩度	明度																					
Y、YR、R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					
色相	彩度	明度																					
Y、YR	3以下	4以上																					
その他	2以下	7以下																					
仏生山 歴史街道 景観形成 重点地区 【範囲】 歴史街道に 隣接する範囲 	<input type="checkbox"/> 法然寺の門前町として栄えた歴史的な町並みとしての連続性を確保するため、一定の法定拘束力を担保する指導・助言を実施。 <input type="checkbox"/> 町並みにふさわしい建築物等を誘導するため、地区の基準に適合する建築行為等に対しては、その経費の一部を助成。	■ 高さ 全ての行為 ■ 延べ面積 全ての行為	■ 高さ 全ての行為	■ 区域面積 全ての行為	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり(マンセル表色系) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	1以下	—									
色相	彩度	明度																					
Y、YR、R	4以下	—																					
その他	1以下	—																					
都市軸沿道 (11・193号等) 景観形成 重点地区 【範囲】 サポート高松 から高松空港 までの道路端 から30m の範囲 	<input type="checkbox"/> 本市の顔にふさわしい秩序と潤いのある沿道景観を形成するため、土地利用や地区特性等を考慮し、地区を3つに区分してそれぞれ基準を設定。	■ 高さ > 10 m ■ 延べ面積 > 500 m ² ※一戸建ての専用住宅は適用除外。(市全域と同一)	■ 高さ > 10 m	■ 区域面積 > 3,000 m ²	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり(マンセル表色系) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—									
色相	彩度	明度																					
Y、YR、R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					

第2章 景観形成重点地区追加指定検討の背景と目的

1 景観形成重点地区の指定について

美しいまちづくり基本計画では、特に重要な景観資源を有する地区や良好な都市景観を誘導する必要がある地区を、先導的に景観形成を図る「景観モデル地区」として、きめ細やかな質の高い美しいまちづくりを進めることとしています。

景観計画では、このうち「栗林公園周辺地区」「仏生山歴史街道地区」「都市軸沿道（11号・193号等）地区」の3地区を景観形成重点地区に指定し、具体的な誘導基準を設けています。

また、景観形成重点地区の候補地として「サンポート高松周辺地区」「屋島地区」が示されるとともに、住民自らが自分たちの住むまちづくりについて考え、地区の魅力を活かした美しいまちづくりを進めていく上で、景観に関するルールづくり等が必要な場合には、新たに景観形成重点地区の指定を検討することとしています。

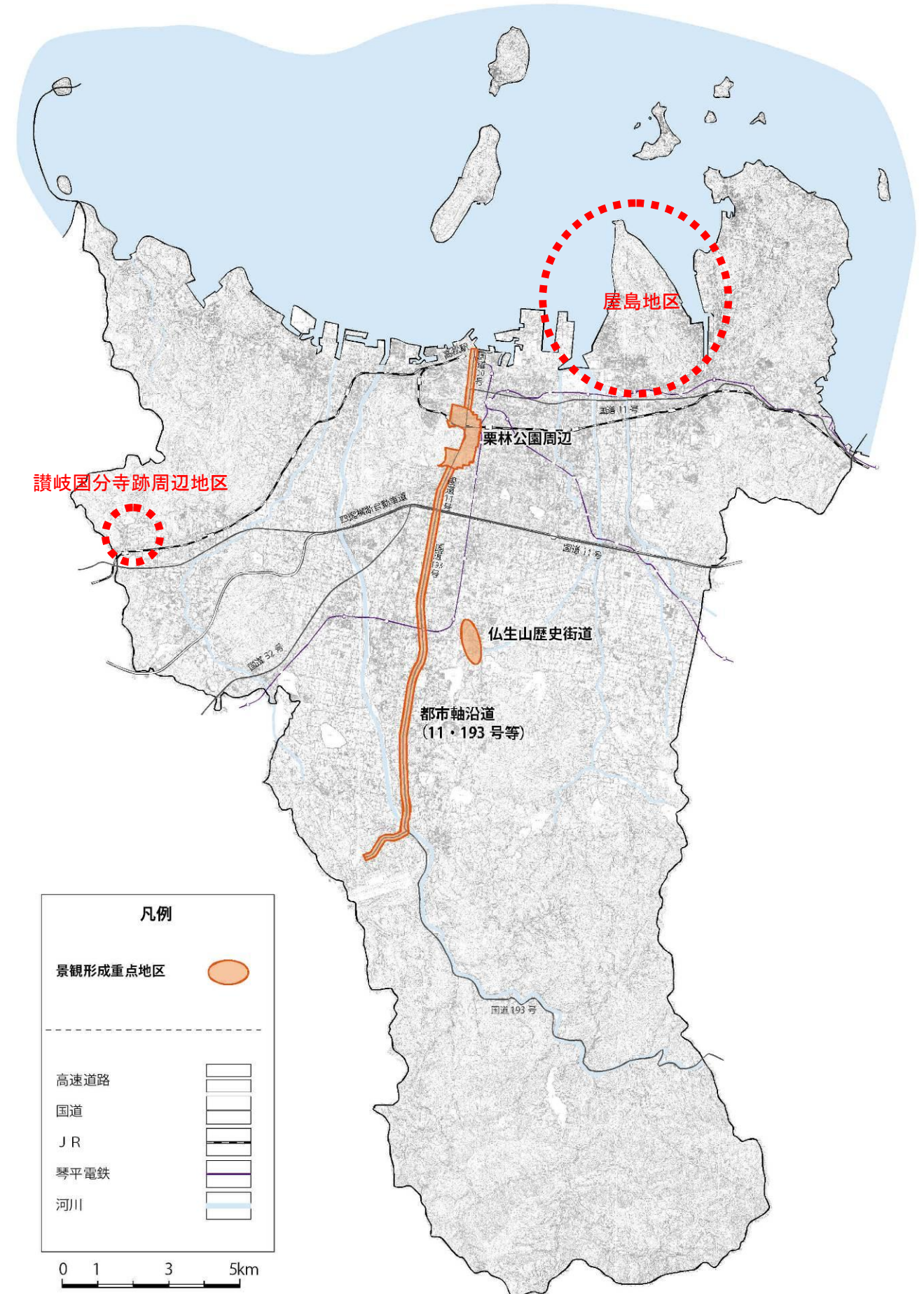
本年度、屋島活性化基本構想において、今後のまちづくりの方向性が定められた「屋島地区」及び国分寺地区地域審議会から、景観形成のルールづくりについて要望のあった「讃岐国分寺跡周辺地区」の両地区の景観形成重点地区への追加指定を検討することとします。

■景観形成重点地区指定

地区名	景観形成重点地区指定の考え方
栗林公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 栗林公園周辺（500m範囲）の区域 栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進める地区
仏生山歴史街道地区	<ul style="list-style-type: none"> 仏生山歴史街道都市景観形成地区の区域 門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進める地区
都市軸沿道（11号・193号等）地区	<ul style="list-style-type: none"> サンポート高松玉藻交差点～高松空港までの道路端から30mの範囲 高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進める地区

■景観形成重点地区指定の候補地

候補地	景観形成重点地区指定の考え方
屋島地区	<ul style="list-style-type: none"> 美しいまちづくり基本計画において、「景観モデル地区」に位置付けられ、源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源や、自然公園としての豊かな自然環境を活用した景観づくりを進める地区（瀬戸内海国立公園、屋島周辺の区域）
讃岐国分寺跡周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 国分寺地区地域審議会より、讃岐国分寺跡周辺の歴史的資源を活用した景観形成のルールづくりに向けて、景観形成重点地区の指定の要望がある地区



2 屋島地区の概要

(1) 屋島地区の概要

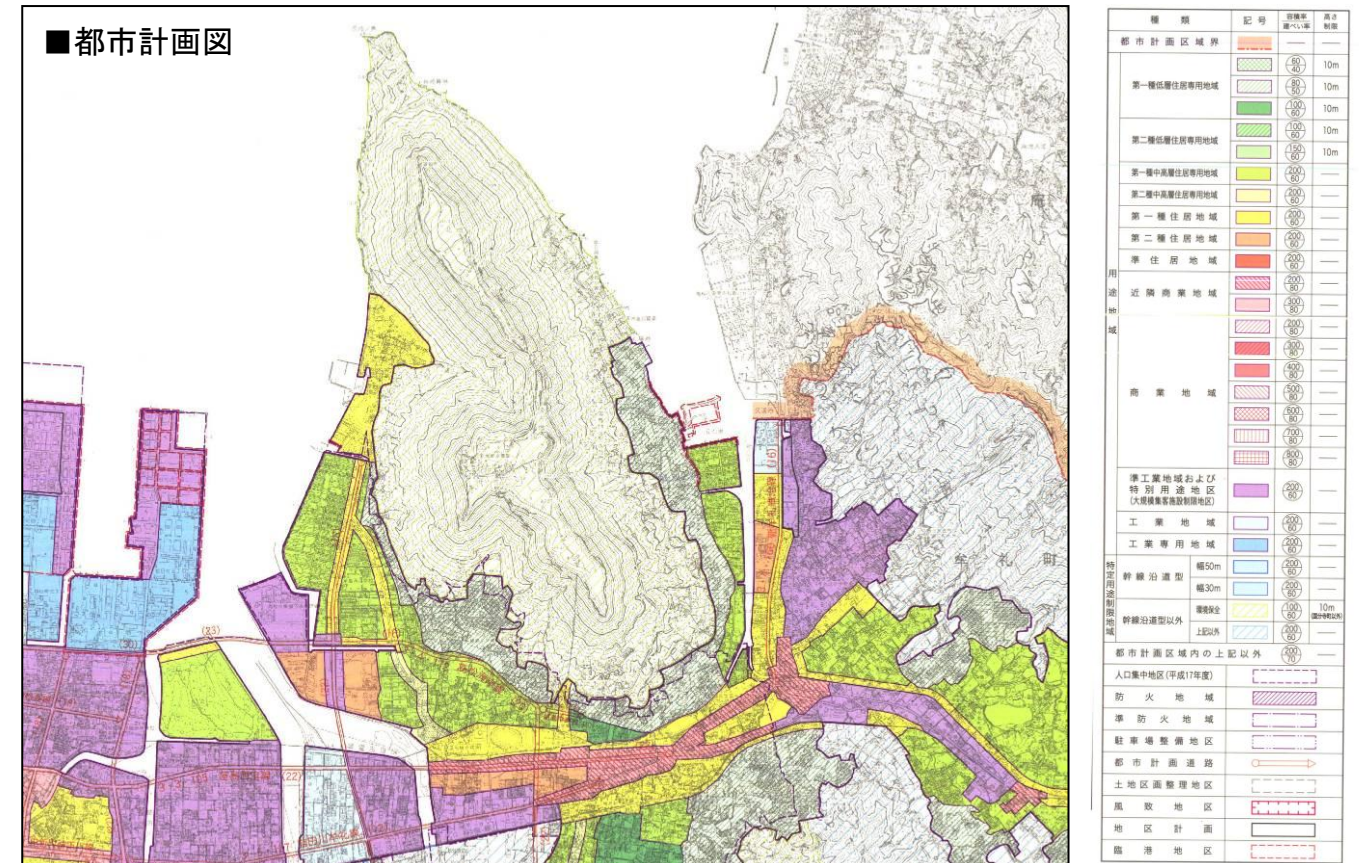
屋島地区の上位関連計画、人口・世帯、土地利用等、地区の概要は、以下のとおりです。

■地区の概要一覧

項目	概要
上位関連計画	<p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋島寺、八栗寺周辺緑地の緑地と一体となった良好な景観の維持保全 ・屋島寺、八栗駅周辺、八栗寺、牟礼支所等の各拠点をつなぐネットワークの形成 ・一宮寺と屋島寺及び八栗寺を結ぶ遍路古道の保全 <p><屋島活性化基本構想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋島地域における重点的に良好な景観の形成に向けた規制・誘導を図るため、景観法に基づき平成24年3月に策定した「高松市景観計画」に定める「景観形成重点地区」として指定（追加）する。
人口・世帯数	<p>屋島地域（屋島東町、中町、西町）の登録人口は、平成26年4月1日現在、20,851人、世帯数は9,255世帯。南部平坦地部は、人口集中地区となっている。</p>
土地利用	<p><現況土地利用></p> <p>屋島の中央部に山頂の平坦地があり、それを山麓斜面や平坦地が取り囲み、さらに水面（海、河川）が取り囲むという環状の地形。斜面地は、概ね樹林地（一部畑地、果樹園等）となっているが、他の地区の土地利用は多岐にわたる。</p> <p><土地利用の変遷></p> <p>山麓平坦地での変化が著しく、特に塩田跡地は、塩田の廃止や市街化区域の線引き（昭和46年）により、宅地化が推進された。また、海岸部は、浦生漁港、石場港、立石港付近で埋め立てが行われ（昭和30年代）、海岸線が変化している。</p>
道路・交通	<p>屋島南端を高松琴平電気鉄道志度線が東西に走っているほか、山頂に至る動線として、遍路道（歴史的な道路）があるが、山麓から山頂に至る車道は、有料道路のみ。また、ケーブル（屋島登山鉄道）は、平成16年に休止。</p>
公共施設	<p>屋島は市街地にあり、地域には2万人余りの居住者を有するため、小・中学校、幼稚園、保育所、コミュニティセンター、公園、陸上競技場、公営住宅等、都市基盤施設として公共施設が数多く分布。</p>
民間施設	<p>主たる民間施設は、観光施設、商業施設（宿泊、飲食、土産物屋等）、業務施設、福利厚生施設、工場等が立地。</p>
観光客数	<p>屋島の入込み客数は、昭和47年の年間246万人をピークに長期減少傾向にあり、平成24年の入込み客数は53万人。</p>

(2) 法規制

■都市計画図



■地区の主な法規制一覧

法律	規制区域	指定状況
文化財保護法	史跡天然物記念指定地	史跡天然記念物指定地1箇所
都市計画法 建築基準法	用途地域	第1種低層住宅専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居専用地域 準工業地域 特定用途制限地域（一般・環境保全型）
自然公園法	国立公園	保護計画：特別地域、普通地域 利用計画：集団施設地区、単独施設
景観法	市全域	景観計画区域（一般区域）
屋外広告物法	市全域	第1種許可地域 第1種、第2種禁止地域

3 景観形成重点地区追加指定(屋島地区)検討の背景と目的

(1) 検討の背景と目的

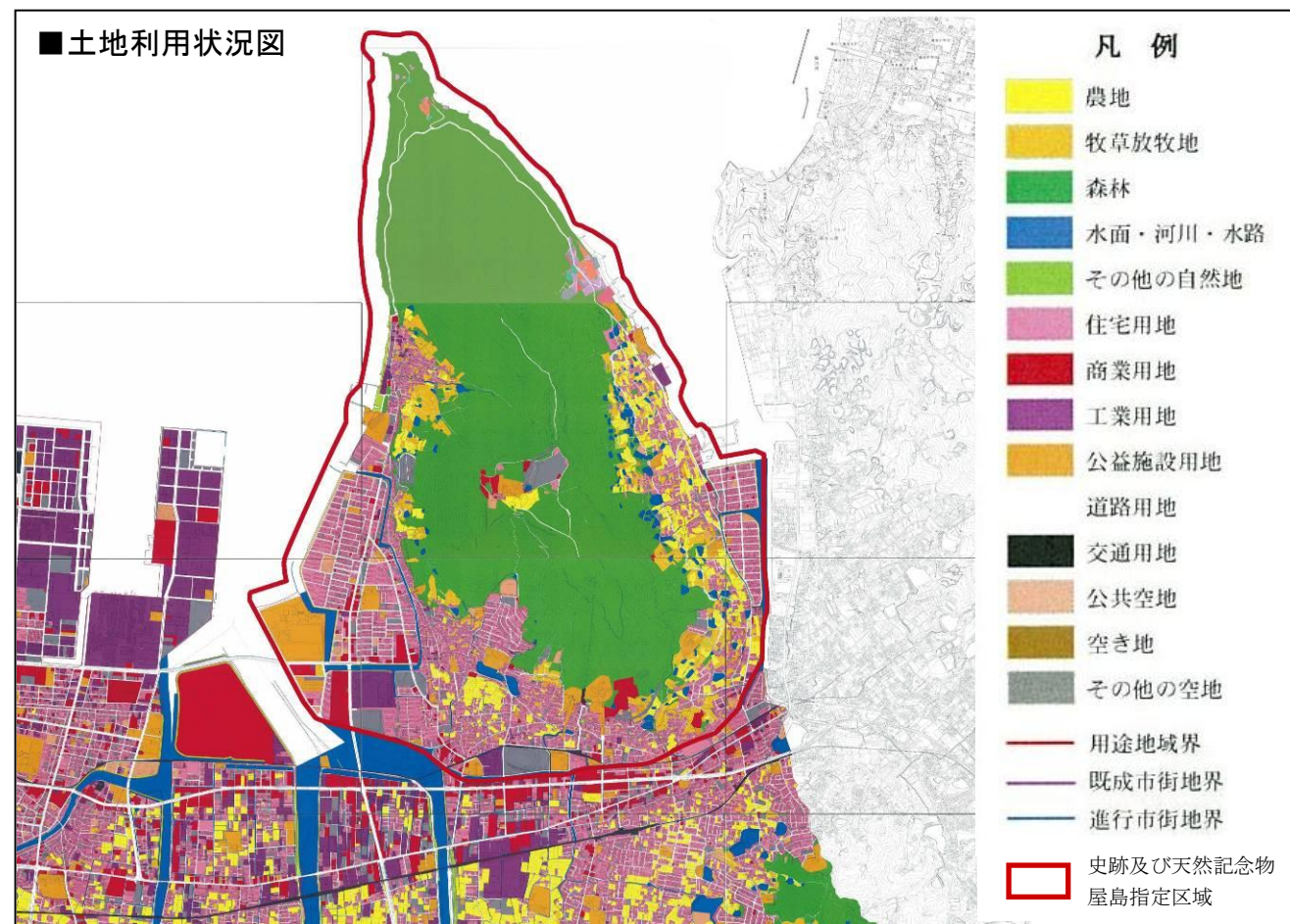
屋島地区は、「美しいまちづくり基本計画」において、先導的に景観形成を図る「景観モデル地区」として指定され、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、瀬戸内海や讃岐平野を望むことのできる貴重な眺望の場として整備・活用を図ることが示されています。

また、「屋島活性化基本構想」においても、屋島山上から眺望できる「多島海景観」や「市街地景観」のほか、屋島の山容や豊かな緑を瀬戸内海や市街地等から望むことができるよう、美しい景観の保全と再生を図ることが示されています。

以上のことから、重点的に良好な景観の形成に向けた規制・誘導を図るため、「景観形成重点地区」として追加指定を検討することとします。

(2) 景観特性

屋島地区は、瀬戸内海の多島美が眺められる展望地とともに、瀬戸内海に突き出した山頂部の平坦な屋根のような形をした緑の台地状地形は、特異な景観として、高松市のシンボル、ランドマーク的な景観となっています。また、屋島裾部の平坦地等は、塩田跡地に数多くの住宅や大規模建造物等が分布するほか、屋島へのアクセス道となる国道11号沿道は、商業施設が立ち並ぶなど、かつての景観は大きく変化しています。



○高松平野から望むランドマークとしての屋島



城岬公園



サンポート高松



ことடன்屋島駅

○屋島山頂の展望台からの眺望景観



瀬戸内海



讃岐平野



市街地

○屋島裾部の建造物



ホームセンター



県営団地



病院

○国道11号の沿道景観



高松町交差点付近



屋島西町交差点付近



屋島西町交差点付近

4 讃岐国分寺跡周辺地区の概要

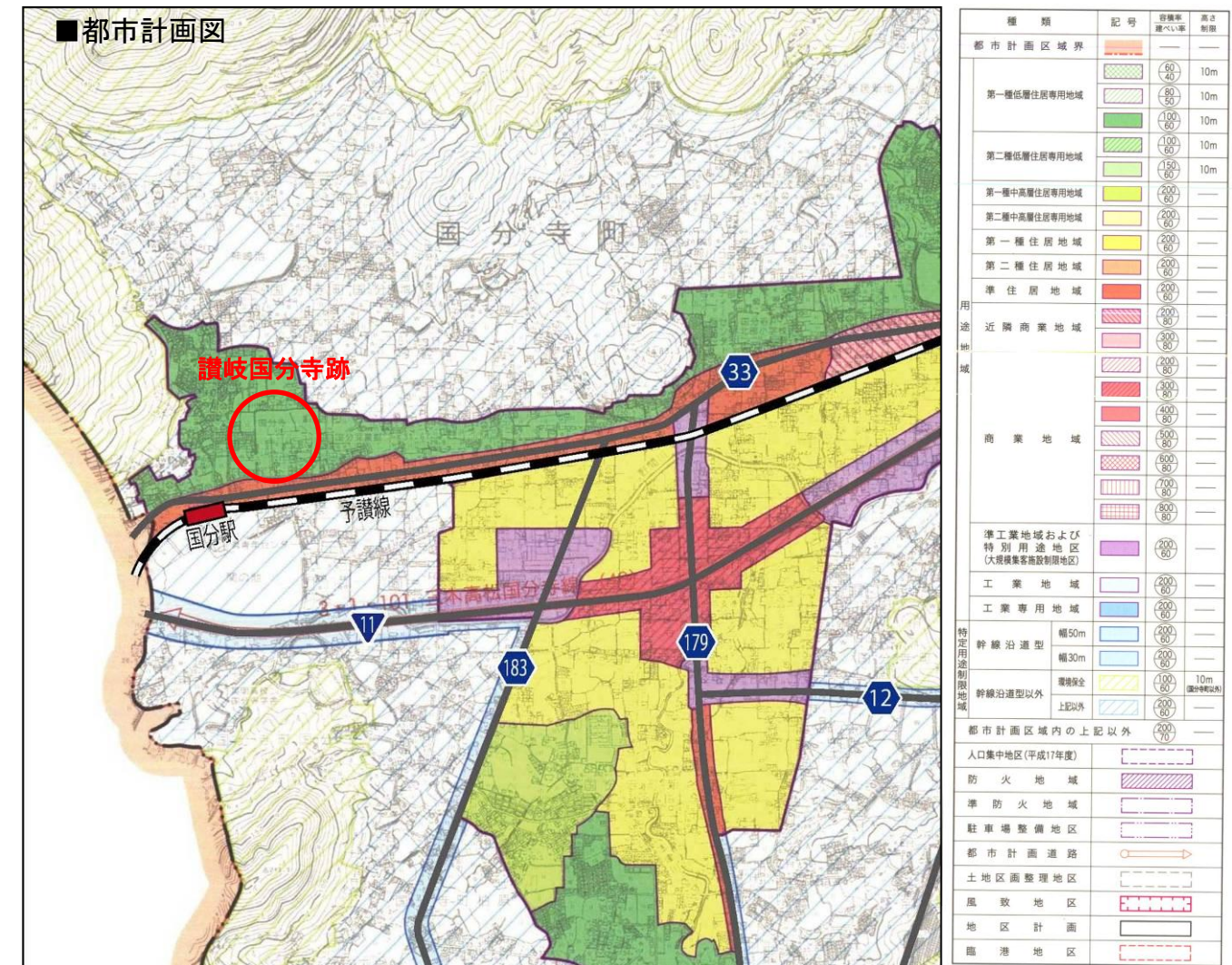
(1) 讃岐国分寺跡周辺地区の概要

讃岐国分寺跡周辺地区の上位関連計画、人口・世帯、土地利用等、地区の概要は、以下のとおりです。

■地区の概要一覧

項目	概要
上位関連計画	<p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・讃岐国分寺跡や法華寺の周辺及び背景となる田園、山林の景観の維持 ・周辺環境にそぐわない建築物の立地の防止 ・歴史文化資源をネットワークする自然散策路の形成 ・国分寺と白峯寺を結ぶ遍路道の保全 ・主要地方道高松善通寺沿道等は、周辺の田園景観に配慮しながら沿道サービス施設の適切な誘導
人口・世帯数	<p>国分寺町国分の登録人口は、平成26年4月1日現在、4,877人、世帯数は1,913世帯となっており、人口・世帯ともに増加傾向にある。</p>
土地利用	<p><現況土地利用></p> <p>地域周辺を山林に囲まれた盆地状の地形であり、現在の国分寺を含む東西330メートル、南北240メートルが特別史跡として指定され、その一部は史跡公園として整備されている。国分寺跡周辺は、讃岐国分寺跡資料館が立地しているほか、農地の中に住宅地が広がり、一部業務施設等が立地している。また、県道33号線の沿道を中心に商業施設や業務施設等、宅地化が進行している。</p> <p><土地利用の変遷></p> <p>国分寺地域は、高松市街地のベットタウンとしての機能を持ち、人口・世帯数は増加傾向にある。かつて国分寺跡周辺は、山林や農地の広がる自然的景観を有していたが、用途地域外の農地の大部分が農用地から外れていることもあり、ミニ開発等により農地と宅地がモザイク状に混在した土地利用となりつつある。</p>
道路・交通	<p>県道33号線の南側をJR予讃線が東西に走っており、高松市街地とを結んでいる。また、国分寺跡周辺の街路は、狭隘道路や行き止まり道路となっている箇所も見られる。</p>
公共施設	<p>公共施設は、コミュニティセンター、讃岐国分寺跡資料館、史跡公園等が分布している。</p>
民間施設	<p>主たる民間施設は、県道33号線沿道を中心に、商業施設（販売）、業務施設、工場等が立地している。</p>
観光	<p>讃岐国分寺跡資料館及び史跡公園の平成24年度の利用者数は、22,068人。近年は横ばい傾向にある。</p>

(2) 法規制



■地区の主な法規制一覧

法律	規制区域	指定状況
文化財保護法	史跡天然物記念指定	特別史跡
都市計画法 建築基準法	用途地域	第1種低層住宅専用地域 準住居地域 特定用途制限地域（一般・環境保全型）
景観法	市全域	景観計画区域（一般区域）
屋外広告物法	市全域	第1種禁止地域 第2種許可地域 第3種許可地域

5 景観形成重点地区追加指定(讃岐国分寺跡周辺地区)検討の背景と目的

(1) 検討の背景と目的

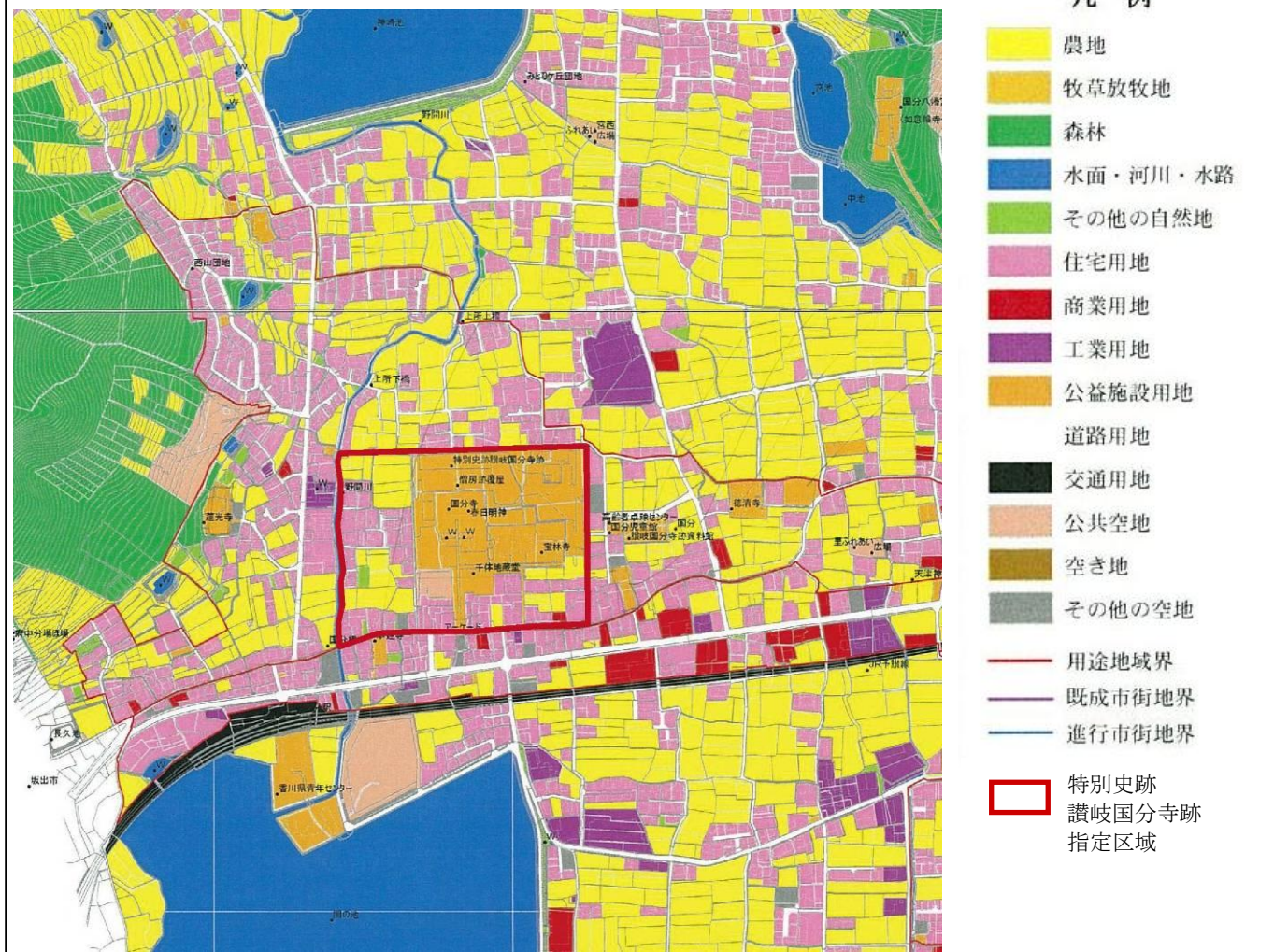
旧国分寺町区域のまちづくりについて審議又は意見・要望を聴く「国分寺地区地域審議会」より、地区の伝統文化の保存・継承を図るため、「讃岐国分寺跡」周辺の景観形成に向けたルールづくりの要望があったことから、新たに「景観形成重点地区」として追加指定を検討することとします。

(2) 景観特性

讃岐国分寺跡周辺地区は、奈良時代に建立された讃岐国分寺を核とした地区です。奈良時代の建物は失われましたが、讃岐国分寺跡に建つ現在の国分寺は、四国八十八ヶ所霊場第80番札所として信仰を集め、旧国分寺町を代表する観光地となっています。また、讃岐国分寺跡が昭和27年に特別史跡に指定されています。

昭和時代の讃岐国分寺跡周辺は、山林や農地に囲まれ、また沿道に農家住宅等が立ち並ぶ自然的景観を形成していました。現在は、農地の宅地化や県道33号線沿道に商業施設や業務施設等の立地が進み、個々の建物の素材・色彩、外構等は、歴史的背景や周囲の景観に配慮されていない場合も見られるようになってきました。

■土地利用状況図



○特別史跡讃岐国分寺跡



讃岐国分寺跡



国分寺



国分寺

○史跡公園及び資料館



史跡公園



資料館



資料館

○周辺地区の住宅及び農地

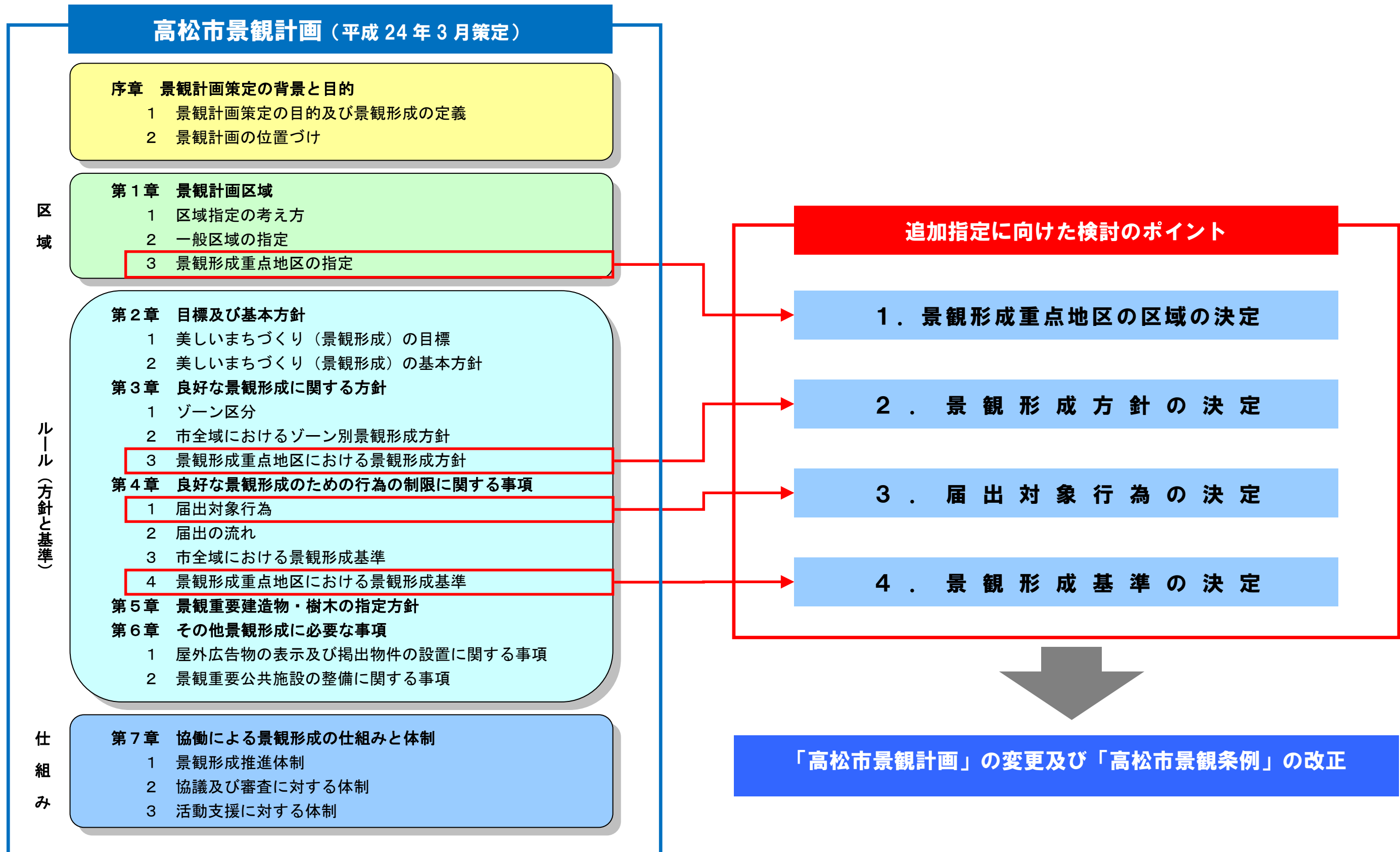


○県道33号線沿道の建造物



6 景観形成重点地区追加指定の手順

現行の高松市景観計画の景観形成重点地区に、屋島地区と讃岐国分寺跡周辺地区の追加指定を検討し、「区域」「景観形成方針」「届出対象行為」「景観形成基準」を追加検討し、景観計画の変更及び景観条例の改正を行います。



第3章 今後のスケジュール（案）

項目	平成26年度									平成27年度			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
景観計画													
地区の景観概況の把握	■												
景観計画区域の設定			■										
良好な景観の形成に関する方針の検討				■									
景観形成基準の検討					■								
景観計画書の取りまとめ							■			4月 地元説明会 5月 パブリックコメント			
景観条例												12月議会 条例・規則改正	広報・周知
景観審議会			●				●		●		●		
第1回審議会			9月1日				1月中旬		3月上旬		7月中旬		
美しいまちづくり審議会											●		
第1回審議会											8月上旬		